

庁議付議事案書

開催・令和7年8月13日

所管部課	子ども未来部 保育課	部長	志村 明子
件 名	令和7年度東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業補助金交付要綱の一部改正外2件について		
		区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項
関係 事項	条例規則 部課機関		

1 要旨

東京都の要綱一部改正に伴い、市の単年度要綱を一部改正する。

(1) 一部を改正する要綱

- ①令和7年度東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業補助金交付要綱
- ②令和7年度東大和市ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付要綱
- ③令和7年度東大和市認可外保育施設利用者に対する補助金交付要綱

(2) 主な改正点

- ①補助対象経費及び補助金額に係る「満3歳に達する第2子以降の幼児」を「満3歳に達する幼児」に改正する。
- ②補助の対象となる時間、児童一人当たり年間144時間を、障害児、ひとり親家庭に該当する場合は年288時間を上限とする。
- ③補助対象に第1子を加え、補助金の上限額を40,000円/月（非課税世帯は38,000円/月）に増額する。

(3) 施行日

- ①令和7年9月1日から施行する。
- ②市長決裁日から施行、令和7年4月1日から適用する。
- ③令和7年9月1日から施行する。

(4) 影響及び効果

東京都の要綱の一部改正に沿った要綱となり、対象児童が適切に必要な補助を受けることができる。

2. 経過（現時点に至るまでの経過）

- ①令和7年7月11日付け東京都知事通知「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱の一部改正について」を受領。
- ②令和7年4月17日付け東京都知事通知「令和7年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助要綱の制定について」を受領。
- ③令和7年6月3日付け東京都知事通知「令和7年度東京都認可外保育施設利用支援事業補助要綱の制定について」を受領。

3. 留意事項（問題点等）

4. 主管部処理案（検討結果等）

庁議報告後、速やかに改正事務を進めたい。

5. 審議結果

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。